

香芝市附属機関設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第15号

香芝市附属機関設置規則の一部を改正する規則

香芝市附属機関設置規則（平成25年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表香芝市公共施設マネジメント推進委員会の項中「管財課」を「総務情報課」に改め、同表香芝市まちづくり提案活動支援事業審査委員会の項及び香芝市男女共同参画推進委員会の項中「市民協働課」を「地域振興課」に改め、同表香芝市商工振興協議会の項中「商工観光課」を「地域振興課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。